

会計制度の行方

——ベルギーの対応をめぐって (1) ——

齊藤 昭雄

1. 序
2. 歴史的経緯
 - (1) 会社法の時代
 - (2) 会計法の成立
 - (3) 連結国王令の成立とその後

——以上本号——

3. EU 指令とのかかわり
 - (1) EU 第4号指令と会計法
 - (2) EU 第7号指令と連結国王令
 - (3) EU 指令と IAS
4. 国内の状況
 - (1) 戦後の社会的融合の動きと会計法
 - (2) 産業の担い手と企業会計
 - (3) 税務会計と企業会計
 - (4) 真実公正な概観への対応
5. 結び

1. 序

日本をはじめとして、各国は、いわば会計のグローバリゼーションの波にもまれているが、そのような状況のもとにあって、「国際的な論議において流れを作るような役割を演じていない¹⁾」ベルギーのような国々は、

1) Ann Jorissen & Karel M. Van Oostveldt; “Belgium: Individual Accounts” *Transnational Accounting*, 2nd ed., edited by Dieter Ordelheide & KPMG, Palgrave 2001, p. 383.

「国際的な組織ないしは世界規模で考えられている組織によって基準となったものをそのまま採り入れ²⁾」ざるをえない。会計制度の国際化ないしグローバルゼーションには、当然のことながらそういう一面が含まれているのであって、長い間の遅れを取り戻し、さらには会計の標準化という点で世界の模範とならんとする意気込みを感じるベルギーの対応は、われわれに、いろいろな示唆を与えてくれている。

これまで余り注目されることがなかった、「社会的融合 (Coalition sociale) のモデル³⁾」(その内容については後述)でありかつ国際的融合のモデルでもあると思えるベルギーの会計の動向に注目し、昨今の会計ビッグバンの様相に静かに思いをめぐらせてみることも、あながち無意味なことではないような気がする。そのことによって、国際的な調和を求められる中であって、各国の会計制度はどのようなかたちで存在し続けるのかということ、われわれなりに考えてみようとするところに、本稿の意図がある。そしてまた、この拙稿は、われわれのベルギー会計研究の序章でもある。

2. 歴史的経緯

(1) 会社法の時代

会計に関するこれまでのベルギーの状況はどのようなものであったろうか。最初にその点に一瞥を与えてみようと思う。

日本でもその名が知られている、Jan Ympin や Simon Stevin は、現在のベルギーに属するフランドル地方の出身者であり(それゆえにフランドル学派と呼ばれることがある)、16世紀から17世紀にかけて、当地の商業の発展に大きな影響を及ぼした⁴⁾。そういう意味では、ベルギーの会計は、か

2) *Loc. cit.*

3) Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; "Belgium" *Accounting Regulation in Europe*, edited by Stuart McLeay, Macmillan 1999, p. 24.

4) Cf. *Loc. cit.* ちなみに1543年に出版された Ympin の書物は、会計に関する論文であり、その年にフランス語に翻訳され、4年後には英語にも訳されて

つてはむしろ世界的にみて先導的な立場にあったといえる。

Orange-Nassau のモーリス王子のために書かれたといわれる Stevin の本は、直ちにフランス語に翻訳されただけでなく、商人のための会計に大いに感銘を受けた王子が、政府の会計に対して、同様のシステムを導入することを求めた⁵⁾ という点で注目される。すなわち、後に見るように、ベルギーにおいては、「国王令」(Arrêté Royal) が会計に関する施行令として重要な役割を演じており、この命令こそはそのはしりの役割を演じているからである。

しかし、17世紀から18世紀にかけて、ベルギーは、フランス、スペイン、オランダおよびオーストリアなどの、当時の列強諸国の覇権争いの波に翻弄され、幾度か独立を目指すものの成功するには至らなかった。しかるに、フランス革命を契機にベルギーも転機を迎え、ナポレオンの出現は、ベルギーにおけるフランスの統治をより建設的なものとし、産業は活性化された。この時期(1807年)にベルギーがナポレオン商法典⁶⁾を導入した⁷⁾のは、そのような背景の下においてである。

1815年にワテルローでナポレオンが敗退すると、ベルギーはオランダ王国に帰属することになり、ベルギーの人々の忍耐もついに限界に達した。そして1830年10月4日、ベルギーは、何世紀も続いた外部の支配からようやく脱し、独立国家としてスタートすることになったのである。

産業界を眺めてみれば、1822年には、オランダの統治下であって早く

出版されたという (*Loc. cit.*)。

5) Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 24.

6) そこ(第16条から第19条)では、すべての商人に対して、日記帳、棚卸帳および通信文コピー帳の3つを義務付けているのみで、会計処理の諸側面を規定してはいない (Cf. Jules Rochette; «Le Droit Comptable, Innovation Capitale» *Reflets et Perspectives de la Vie Economique*, Tome XVI, 1977-2, p. 79)。

7) Centre Belge de Normalisation de la Comptabilité et du Revisorat (C.B.N.C.R.); *Comptabilité des Entreprises—Loi du 17 Juillet 1975—Arrêté Royal du 8 Octobre 1976*—, p. 9.

も最初の持株会社 (Société Générale des Pays-Bas pour favoriser l'Industrie Nationale) が設立されるなどの動きがある⁸⁾ものの、会計システムを支えるまとまった法規は、当然のことではあるが存在しなかった。しかしこの持株会社の出現は、産業の発展のみならず、会計情報に対する関心を惹起したという点で、見逃すことができない。1830年の独立時には、金融持株会社というかたちで、比較的強力な金融機関がすでに存在していて、その後19世紀後半にかけて、ベルギーの産業発展の資金調達のための基盤を提供した⁹⁾。そして、その少しあとの1928年から1932年の間に、多数の持株会社が設立され、引き続きベルギーの産業基盤の拡大のための資金調達に寄与するところとなった。この、産業発展のための資金調達の方法は、「ベルギーにおける財務諸表の作成に対して重要な影響 (repercussions) を与えた。ただし持株会社は、第三者への情報の開示には何らの実質的な関心ももっていない。なぜなら、持株会社以外の第三者に属する持分の割合は低く、財務情報への人々の関心もまた、活発な資金市場の欠如によって制限されていたからである¹⁰⁾」。

そのように企業の財務情報に対する国民の関心は低かったけれども、その間会計に関する法制の動きが全くなかったわけではない。すなわち、先のナポレオン商法典を基礎にして、1873年にはベルギー最初の会社法が制定された。この会社法は、ナポレオン商法典と同様に、会計的処理に関しては特段の規定を盛り込んでいない。しかるに、1913年の改訂会社法は「財務報告に影響する (ベルギーの——筆者追加) 最初の法制¹¹⁾」として注目される¹²⁾。すなわち、同法は、会社が財務報告に関して従わなければならない要求を規定しており、1935年に公布された新会社法(正確には Lois

8) Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 26.

9) *Loc. cit.*

10) *Loc. cit.*

11) Ann Jorissen & Henri Block; "Belgium: Individual Accounts" *Transnational Accounting*, edited by Dieter Ordelheide & KPMG, Macmillan 1995, p. 385.

12) Cf. Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 25.

会計制度の行方

coordonnées sur les Sociétés Commerciales つまり「商事会社に関する調整法」と呼ばれる)は、会計規定に関してはそれをそのまま引き継いで、第77条から第80条にかけて企業会計に関する規定を設け¹³⁾、各企業が毎年すべての動産・不動産および債務の棚卸をすべきことを定め、さらに必要な償却 (Amortissements nécessaires) をすることを義務づけている¹⁴⁾。けれども「それらの要求は最低のものであり、単に貸借対照表と損益計算書の基本的内容にのみかかわるものであった。公表貸借対照表は、しばしば“名刺サイズ”とか“ポケットサイズ”と呼ばれ、貸借対照表上ではわずかに6項目を、損益計算書上では減価償却を報告すれば¹⁵⁾」充分とされていた。ベルギーの立法府は、当時、私企業の財務管理ひいては会計処理の方法を規制

13) C.B.N.C.R.; *Op. cit.*, p. 9.

14) *Loc. cit.*

15) Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel *Op. cit.*, p. 27.

そのシェーマは以下のようなものである (C.B.N.C.R.; *Op. cit.*, p. 10).

貸借対照表

| 積極側 | 消極側 |
|--------|-----------|
| 固定資産 | 資本金および積立金 |
| 実現可能資産 | 社債 |
| | 担保付債務 |
| | 実質的保証なし債務 |
| | 処分可能利益 |
| 損益計算書 | |
| 借方 | 貸方 |
| 減価償却費 | 営業損益 |
| 処分可能利益 | |

20世紀初頭の段階で早くも「必要な減価償却」が求められていたことは特筆すべきことであると言えなくも無いが、冷静に考えれば、それは設備資産を取得原価のまま廃棄の時まで据え置くことが債権者保護の観点からする「慎重性の原則」に反することを強く意識した結果と見た方が正しいように見える。また、貸借対照表における負債の配列が、現在のように返済期限の長短によってではなく、担保とのかかわりに拠ったものであるのも、当時の「債権者保護」という視点がどこかところに力点をおいていたかを理解するうえで興味深い。

しようとは考えていなかった¹⁶⁾ので、会計に関する規定はそのように極めて大まかなものであった。特に損益計算書はあつて無きがごとき状態であった。それは、20世紀前半のこの時期にあつては、「損益計算書が、債権者にとってほとんど関心の対象とならなかつたということであつたように見える¹⁷⁾」。そしてまた、「財務報告の債権者指向は、慎重性の原則の優位に導いた¹⁸⁾」ことも見逃せない。

さらにまた、そのような容易に対応できそうな会計規定であつたにもかかわらず、多くの会社がそれらの法的要求に従わなかつたという事実が報告されてもいる¹⁹⁾。

当時会計について正面から取上げている法規は、この会社法以外に無かつたとはいえ、1935年につくられた銀行委員会 (Commission bancaire) 等の組織や機関がそれぞれの立場で企業に要求してきた会計の様式が、実質的な慣習法として存在していた²⁰⁾。そのほかにも、間接的ながら、金融業などの特定の経済活動を規制する法律の中にも、企業会計に関する条項が部分的に含まれていた、との指摘もある。たとえばベルギー会計・監査標準化センター (C.B.N.C.R.) の91ページにはその具体例9つが列挙されているが、ここではその詳細については割愛したい。

いずれにせよ、この時期の会計規制は今から見れば不十分なものではあ

16) Jules Rochette; *Op.cit.*, p. 79.

17) Ann Jorrisen & Henri Block; *Op.cit.*, p. 385.

18) *Loc. cit.*

19) Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op.cit.*, p. 27. 「しかしながら、そのことは、開示される情報量が、財務諸表の利用者の要求にこたえるのに充分であつたということを意味するものではない。当時の多くの諸外国におけると同様に、公表された計算書類は、本質的に税務用の計算書類であつた。というのは、適切な帳簿記入がなされている場合にのみ、課税所得計算が認められたからである」(*Loc. cit.*)。

20) C.B.N.C.R.; *Op. cit.*, p. 10. なお、この銀行委員会のもとに銀行監査人協会 (Institut des Reviseurs Bancaires) がつくられたが、これは、銀行セクターに限られていたとはいえ、「会計問題に専門的知識を持った専門家の公の認識に向けた、ベルギーでの最初のステップ」(Christian Lefebvre & Lieve Van Naffel; *Op. cit.*, p. 27.) として注目される。

るものの、会社法中心の時代であったとすることができる。

(2) 会計法の成立

1935年の新会社法の成立は、第二次世界大戦以前のベルギー会計のややたどたどしく見える歩みの一里塚と考えることができる。戦後の歩みは、戦前とは比べようも無いくらいダイナミックなものであるが、世界的に見ても珍しい会計法 (Loi relative à la Comptabilité et aux Comptes Annueles des Entreprises つまり正確に言えば「企業の会計と財務諸表²¹⁾」に関する法律) であるが、本稿では「会計法」と表現する) の成立 (1975年) に至る過程で最も注目されるのは、「社会的融合 (Coalition sociale)」の枠組みの中で生じた労働者とのかかわりである。この極めてベルギー的な経緯については、のちに改めて触れたいと思うので、ここでは会計制度の展開にかかわる主な出来事のみ注目して筆を進めてみたいと思う。

戦争終結が目前に迫ったということの確信を得るやいなや、ベルギーでは、早くも1944年9月に雇用に関する協議会がつけられ、その結果、「企業協議会 (Conseil d'Entreprise)²²⁾」を生み出した。この企業協議会は、1948年に、法律を通して会計に関する2つの権利を獲得した。ひとつは財務情報を受け取るということであり、もうひとつは受取る情報を監査する人 (Reviseur) を指名するということである²³⁾。

しかしながら、当時は、会計ルールに関する規制が充分には整備されていなかったし、その延長線上で、会計監査に関する意識も専門家の体制も

21) «Comptes annuels» は、逐語訳的には「年次計算書類」であるが、内容的に考えて、わが国でなじみのある表現である「財務諸表」という訳を用いることにした。

22) フランスの「企業委員会 (Comité d'Entreprise)」に相当し、英語ではしばしば “Workers’ Council” と表現されているように、労働者 (従業員) にかかわる問題を中心に、経営者と対等の立場で (構成メンバーも同数ずつで) 協議するためのものである。労働組合の持分参加 (= 資本参加) 制度と相俟って、ベルギーの経営参加制度の一翼を担っている。

23) Cf. Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel ; *Op. cit.*, p. 27.

整ってはいなかった。

実は、ベルギーには、1950年までに、会計にかかわる専門家による多くの組織が存在していた。そして、そのうちの20の団体が、「ベルギー専門会計士会 (Collège Nationale des Experts-Comptables Belges)」という協会をつくることになった。しかし、この専門会計士会のメンバーは、税金に関するサービスを含む会計のサービスの提供を主たる任務としており、監査を行うことは考えられていなかった。そこで、労働組合は、法的に認められた独立した監査の専門家の誕生を執拗に求め続け、1953年7月に、「企業監査人協会 (Institut des Revireurs d'Entreprises)」が設立されることになった²⁴⁾。この協会のメンバーは、注20)で触れた銀行監査人協会のメンバーによって構成されることになり、ほとんどすべてのメンバーがそうすることを決定した²⁵⁾。

しかし、「1953年の企業監査人協会の創設は、ベルギーの会計的状況に対する(労働組合の——筆者追加)不満を払拭しなかった²⁶⁾」。それは、当時存在していた(1953年)会社法の規定が、「労働運動の目から見ると十分に強固なものとは見えなかった²⁷⁾」ことにも起因している。そのような流れは、「1960年代の後半に起こった、既成の組織と資本主義体制に対する労働者の抗議運動²⁸⁾」によってさらに強められ、会社による財務内容の開示を支配するルールに対する大きな疑念となっていくた。

そのような流れの中で、ベルギーでは、会計と監査のさまざまな側面を再検討する作業グループの創設を見て、関係大臣宛にその結果を報告する

24) 1957年には、民間団体であるベルギー専門会計士会が分裂し、専門会計士になることを望まなかったメンバーたちが、ベルギー会計士協会 (Association Nationale des Comptables de Belgique) を組織した。

25) このパラグラフは、Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 29 を参考にしてまとめたものである。

26) *Idem.* p. 30.

27) Ann Jorissen & Henri Block ; *Op.cit.*, p. 386.

28) *Loc. cit.*

ことを求められた。すなわち、1964年にはプラン・コンタブルに関する勧告をするために Geulette 委員会が組織され、1967年には会社の財務内容の開示全般にわたって再検討するための Oleffe 作業部会がつくられた。Oleffe 作業部会の勧告は、財務報告が「真実公正な概観」に基づいて開示内容を充実させるべきであるということを強調していた²⁹⁾が、具体的な開示内容は依然として低水準であり、別の作業グループである De Voghel 委員会が更なる勧告を公表した³⁰⁾。

しかし、数においても身分においても弱く、法律を先導しようとするよりもむしろそれを受け入れて解説をしようという、当時の会計学者達の状態³¹⁾が象徴しているように、この時期の「財務諸表に関するベルギーの法制は、相変わらず旧態依然としたもの³²⁾」であった。先に Oleffe 委員会が提言した「真実公正な概観」にしても、それは結局保守主義の原則によって凌駕され³³⁾てしまって、勧告は無視された形になった。

しかし、1970年代に入るや、ベルギーの会計制度は、飛躍的な展開を見せることになる。それは、一方で、従来からの主として「企業協議会」を通しての組合サイドからの要求に応じた動きであり、他方で、EC内で高まってきた、会計制度の国際的な調和の機運の盛り上がりに対応するものである。前者に関しては、1970年の経済社会会議を受けて発足した作業部会（経営者、労働組合および政府の代表者によって構成された）が、より幅広いディスクロージャーの要求に関する論争を展開した³⁴⁾。そして後者

29) これは、1973年にイギリスが加盟することによって、結局 EC 第4号指令に取り入れられることになる以前の話であり、きわめて興味深いことである。なお、「真実公正な概観」に対するベルギーの反応については、第4節を参照されたい。

30) このパラグラフは、Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, pp. 30-31 を参考にしてまとめた。

31) Cf. Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 31.

32) *Loc. cit.*

33) *Loc. cit.*

34) これは、「ベルギーの会計規制の発展における里程標のひとつ」と評価されている。(Cf. Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 32.)

については、1971年11月に「EC³⁵⁾第4号指令案」がEU閣僚理事会の討議に付されるという出来事によって大いに刺激されたのである。しかるにベルギーの場合、結局のところこれら2つの側面は、労働組合を通してひとつの流れとして結実することになった。すなわち、労働組合は、「EU第4号指令の国内法化に向けて積極的かつ建設的な態度をとるメリットについて政府を説得³⁶⁾」したからである。

そして、一方で、企業協議会に対する財務的経済的情報提供に関する国王令が1973年に公布されて、情報提供の対象者が組合員の代表に限られているとは申せ、ディスクロージャーの要求が強調され³⁷⁾、「ベルギー会計の発展にとって重要なステップ³⁸⁾」となった。この国王令は、従業員が、当該企業の経済的財務的状况についての明白かつ正確な描写が与えられているということを保証することを意図したものであって、提供される情報は、全体としてのグループの中でとセクターの中および地域経済の中での、その会社の位置を従業員に理解させるものでなければならなかった³⁹⁾。かくして、会計に関する情報としては、用いられるプラン・コンタブルについての説明、個別財務諸表および監査報告書(のコピー)、連結財務諸表——以上は前年度分についても経営者のコメントつき——などが含まれる⁴⁰⁾。

また、他方で1972年6月には、EU第4号指令案を積極的に勘案した中央経済審議会(Conseil Centre de l'Economie)の意見が表明され、政府は「EUの動きに先んずる⁴¹⁾」ことを決定した。そしてOleffe法案が議会に

35) 周知のとおり、ECは1994年にEUと改称されているので、以下では「EC」はすべて「EU」と表現することにする。

36) *Loc. cit.*

37) その結果セグメント情報という概念も導入された。(Cf. Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 33.)

38) *Loc. cit.*

39) Cf. *Loc. cit.*

40) Cf. Hilda Theunisse; "Accounting and Reporting in Belgium" *Advances in International Accounting*, Vol. 1, JAI Press 1987, pp. 214-215.

付託され、この法案は結局「企業会計および財務諸表に関する法律」(Loi relative à la Comptabilité et aux Comptes Annuels des Entreprises)として1975年7月17日に結実することになった⁴²⁾。

EU第4号指令がなお「案」の段階にあるにもかかわらず、それを先取りするかたちで国内法かをはかったわけである。それは、EU第4号指令案がEU公報に掲載されその第一次案が公にされて⁴³⁾からすでに数年を経過し、最終的な「指令」の内容がほぼ推測しうる状況にあったことに加えて、1976年10月8日の国王令(注42)参照)の前書きに相当する「国王への報告」には、「ベルギーで適用されるであろう規範が、明日にはEU全体において優位に立つであろう水準におかれることを期待している」という表現が見られ、それまでやや立ち遅れていたベルギーの会計の水準を一気に引き上げ、むしろ積極的にEUの新しい会計制度に一つの範を示そうという意図があったことが看取されるのである⁴⁴⁾。

EU第4号指令は1978年7月に最終的に確定するが、当初の案に比べて若干の修正がなされている。それを受けてベルギー政府は、1983年に、会計法を改訂するとともに、会計法の施行令とプランコンタブルに関する国王令とを改訂し、それらは翌年から施行された⁴⁵⁾。

41) Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 32.

42) その翌年の10月8日にはその施行令たる国王令(Arrêté Royal relatif aux Comptes Annuels)が発布された。

43) 1972年1月28日である。

44) ベルギーの会計基準委員会(Commission des Normes Comptables——以下“C.N.C.”と略称する)も、「政府の明確な意図は、ベルギーで適用しうる基準をEU全体において優位にある水準に置くことである」と表明している。(C.N.C.; «Evolution du droit belge des comptes annuels au regard de la politique d'harmonisation européenne basée sur les International Accounting Standards: Lignes de force d'une politique belge» *Bulletin de la C.N.C.*, Numéro 46 -Mars 2001, p. 3.)

45) ベルギーが第4号指令を導入した年は、1984年とされる(Cf. Axel Haller; “Financial Accounting Developments in the European Union: Past and Future Prospects” *The European Accounting Review*, Vol. 11 No. 1-2002, p. 156.)が実質的には、会計法の施行令が公布された1976年と考えるのが妥当であ

会計制度の行方

この会計法はまた、ベルギーに「会計基準委員会 (Commission des Normes Comptables)」を創設したが、これは、その後のベルギーの会計制度の展開にとってきわめて重要な出来事となった。すなわち、会計法第14条によれば、C.N.C. の任務は、

- (a) 要求に応じあるいは自らのイニシャティブによって、政府と国会に対して意見を具申すること、と
- (b) 会計の原理 (Doctrine) を展開し、意見や勧告の形で、会計についての原則を定式化すること

である。さらに第15条によって、会社が会計法の特定の条項の適用免除を求めるときに、大臣にアドバイスする任務も負わされた。

かくして、これ以降の「ベルギーの財務報告の実務は、会計法と国王令と C.N.C. の意見書によってのみ影響を受ける⁴⁶⁾」ことになった。

(3) 連結国王令の成立とその後

1975年会計法は、その第11条において次のように規定している。

「国王は、国王が定める企業に対して、国王が定めるルールと規制 (Modalités) に基づき国王が定める期限内に、連結財務諸表の作成、監査 (Contrôle) および公表ならびに営業報告書 (Rapport de gestion)⁴⁷⁾ と連結財務諸表に関する監査報告書の作成と公表を課すことができる」。

すなわち、会計法は成立の当初から連結財務諸表を念頭においていたわけである。そして、この条文の適用にかかわる最初の国王令は、1977年11月29日の国王令である⁴⁸⁾。しかしそれは、先に見たようにベルギーでは早くから存在している持株会社に対するものであって、一般的な親子会

ろう。

46) Ann Jorissen & Karel M. Van Oostveldt; *Op. cit.*, p. 389.

47) 逐語的には「経営報告書」とでも訳すべきところであるが、内容的に「アニュアルリポート」と変わりが無い(英語による表現も“Annual Report”)ので、わが国の通例に従って「営業報告書」とした。

48) Cf. Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 34.

会計制度の行方

社の連結財務諸表を対象にしたものではない。1986年9月1日の国王令は、8年余りの経験を生かしつつ、ある程度まで連結財務諸表に関するEU第7号指令の規定を組み込んだ⁴⁹⁾ものではあるが、対象企業は先の国王令と同じく持株会社に限られていた。

そのような経過を見たのち、ベルギーは、今度もまた1986年6月11日のEU第7号指令を全面的に尊重して、1990年3月6日の国王令(Arrêté Royal du 6 Mars 1990 relatif aux Comptes Consolidés des Entreprises)に到達した。これは、広範な企業にかかわる、連結財務諸表全体に関する規定を備えており、本格的な連結会計基準となっている。ベルギーはここでもEU指令に積極的に対応しており、国際的な調和の面で他のEU諸国の範とならんとしている⁵⁰⁾。

国内にさまざまな事情(第4節で検討する)を抱えながらも、「ベルギー法をヨーロッパ法に完全に一致させる⁵¹⁾」というベルギーのスタンスは、この連結国王令の成立によって、とにかく個別財務諸表から連結財務諸表に至るすべての会計領域において貫かれたことになる。かくして、ここまでは、EU域内での国際的調和を念頭におくことで十分に他の国々からも認められる状態にあったと言える。ここでの調和は、各国の国内規定によってもたらされる財務諸表の「比較可能性(Comparability)」と「同等性(Equivalence)」を目指したもの⁵²⁾であって、「標準化」に重きを置くものの、各国の「特殊性を保留させ、各国の事情(Contexte national)を斟酌させ

49) Cf. Christian Lefebvre & Lieve Van Nuffel; *Op. cit.*, p. 35.

50) たとえば、EU第7号指令がオプションとして取り入れた比例連結を導入したりコンソーシアムに適用する連結規定を設けたところにも、そのようなベルギーの姿勢がうかがえる。(なおベルギーの比例連結とコンソーシアムに関する連結については、拙稿「ジョイント・ベンチャーとコンソーシアムの連結をめぐる—イギリスとベルギーの対応を手がかりにして—」(成城大学『経済研究』第140号)を参照していただければ幸いである。)

51) C.N.C.; *Op. cit.*, p. 3.

52) Commission of the European Communities; “Accounting Harmonization: A Strategy vis-a-vis International Harmonization” COM 95 (508), p. 3.

ることを可能にするはずの多数のオプションを含んだ⁵³⁾」指令に準拠していればよかったのである。

しかしながら、次節での検討から明らかなように、資本調達国際化に伴って、①国際的な企業にとっては、EU 指令を国内法化したルールを守っているだけでは実際に対処することが困難な場面が増えてきていること、さらには、②EU 指令と IAS には（若干の留保付ではあるものの）基本的に大きな差が無いこと、などのために、EU は全体として、可能な限り IAS に従う方向に傾斜していくことになった。そしてそのような流れは、2000年6月の欧州委員会の声明 (Communication)⁵⁴⁾ に導いた。それによれば、「規制されている市場 (regulated market) に上場しているすべての EU の会社⁵⁵⁾ は、遅くとも 2005 年から、自らの連結財務諸表を、ただひとつの会計基準つまり IAS に従って作成することを求められるべきである。EU の資本市場で、統一のとれた高質の財務報告ルールを採用することは、一般的な市場の能率を高め、それによって会社にとって資本コストを軽減することになるであろう」。

ただし、ベルギーは、今日強行法規たる会計法を成立させているために、それを尊重する中で対処する方法を選んだ。したがって手続き的には、“Global Player⁵⁶⁾” が、IAS に従って連結財務諸表を作成する場合でも、

53) C.N.C.; *Op. cit.*, p. 2.

54) Commission of the European Communities; “Communication from the Commission to the Council and the European Parliament — EU Reporting strategy; the Way Forward” COM (2000) 359 final, June 13 2000.

55) ちなみにその数は 6,700 社にのぼるといわれている。(Cf. *Idem.*, p. 6.)

56) “Global Player” は、次の 4 つの基準のうち少なくともひとつを満たす企業と定義されている。(Cf. Ann Jorissen & Karel M. Van Oostveldt; *Op. cit.*, p. 384.)

- ① 国際的ないし外国の資本市場に上場している（かしようとしている）
- ② 重要な国際的な活動をしている
- ③ 連結財務諸表にベルギー以外の会計ルールを用いている親会社
- ④ 企業の活動が特定のセクター（たとえばオイル）に属していて、外国のルールを用いることが広く行きわたっている場合

同法第15条を適用して、経済大臣の許可を受けるというかたちをとったのである⁵⁷⁾。「それゆえに、他の国々に比べて、ベルギーのアプローチはずっと制約的であるように見える⁵⁸⁾」ものとなった。

さらに、欧州委員会の声明は、一方で中小企業ないし非上場企業の連結財務諸表への、他方で個別財務諸表へのIASの適用の可能性を示唆している(第4~5条)ので、ベルギーもまたその点でどう対応すべきか、目下のところC.N.C.を中心にして問題点を整理して、対応の方向を探っているところである。ベルギーは、EU第4号指令の導入に際しても、中小企業に対する免除のオプションを用いなかったという経緯がある。それは標準化されたプラン・コンタブルを用いて財務情報を容易に統計的に処理し、マクロ経済の運営にも役立てようとの思いが強く存在していることにもよる。したがって、ベルギーは基本的には、可能な限りすべての企業に同一のルールを用いる方向で対応を図りたいという思いがあることが推定される、ということだけを指摘するにとどめておきたい。

1990年に連結国王令が出来上がった直後から、EUにおける上のような方向性が顕著になりつつあったので、ベルギーでは、「1994年以降、企業結合と連結会計・報告に関する重要な新しい会計基準を何も作らなかった⁵⁹⁾」。その結果、1990年代後半におけるベルギーの会計制度の変化は、わずかに、1996年に「社会貸借対照表」が、4番目の財務諸表として加えられたということぐらいである⁶⁰⁾。

(本稿は、成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。)

57) C.N.C.; “Comptes Consolidés: Faculté d’adopter un Référentiel comptable différent de Celui prévu par les Chapitres I à III de l’Arrêté royal du Mars 1990” *Bulletin de la C.N.C.*, Numéro 44-Juin 1998, p. 3.

58) Axel Haller; *Op. cit.*, p. 170.

59) Walter Aerts & Hilda Theunisse; “Belgium: Group Accounts” *Transnational Accounting*, edited by Dieter Ordelheide and KPMG, Macmillan 1995, p. 483.

60) Cf. Ann Jorissen & Karel M. Van Oostveldt, *Op. cit.*, p. 383. この極めてベルギー的なユニークな対応については、その内容のことも含めて、第4節において検討を加えてみたい。